

# 令和6年度山梨県合同輸血療法委員会 「第1回血液製剤の需給に係る連絡会議」

～大規模災害時の医薬品の供給体制について～

2024. 10. 1

山梨県福祉保健部  
衛生薬務課 薬務担当

## 目的

地震等の大規模災害時において県の保健医療救護対策本部が、どのように保健医療救護活動の指揮調整を行い、被災市町村等を支援できるか、具体的な組織体制や業務内容を示すことにより、山梨県地域防災計画の円滑な実施に資することを目的とする。

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

## マニュアルの目次

- **I 保健医療救護対策本部の設置**
- II 保健医療救護体制及び保健医療救護班の設置・運営
- III 災害医療情報等の収集・伝達・提供
- IV D M A T（災害派遣医療チーム）
- V 保健医療救護活動
- VI 緊急搬送
- **VII 医薬品等の供給**

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

- **I** 保健医療救護対策本部（県本部、地区本部）の設置
  - (1)山梨県災害対策本部を設置することとなったとき
  - (2)山梨県地震災害警戒本部を設置することとなったとき

具体的には次の事象が発生した時

- ① 震度6 弱以上の地震が県内に発生したとき。
- ② 県内で、震度5 弱・5 強の地震で相当規模の死傷者が発生  
又は発生している恐れがあるとき。
- ③ 県内に特別警報が発表され、相当規模の死傷者が発生  
又は発生している恐れがあるとき。

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

- ④ 県内の広範な地域にわたり、積雪深が40 c mを超え、更に積雪が見込まれることで、透析患者を初めとする救急患者等の医療体制の確保に問題が生じる恐れがあるとき。
- ⑤ 県内において洪水災害、土砂災害等で相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき。
- ⑥ 富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表され、相当規模の死傷者の発生や災害時要援護者の避難支援が生じる恐れがあるとき。
- ⑦ 県内において武力攻撃事態等が発生し、相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき。

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

## • VII 医薬品等の供給

### 災害時の医薬品等供給体制

- (1) 県・市町村・関係団体等による連携
- (2) 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）

県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、地区保健医療救護対策本部（保健所）を通じて医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要な医薬品等の供給について地区保健医療救護対策本部（保健所）を通じて必要とする医療機関、医療救護所、医療救護班及び薬局に供給できるようにするなど、総合調整を図る。また、必要に応じて、医薬品等の供給に関する支援を厚生労働省や近隣都県などに要請する。<sup>6</sup>

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

## (3) 医薬品等の区分

医薬品等は、次の区分により供給する。

区分	内容	保管場所	参考
県備蓄医薬品等	協定、契約等により予め備蓄している災害拠点病院等医療機関、医療救護所及び医療救護班へ供給する医薬品等	県医薬品卸協同組合、指定薬局等	所定の実績簿、保管台帳等により受払を管理
応急供給医薬品等	県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、県赤十字血液センター、医療ガス協会県支部及び県医療機器販売業協会への要請に基づき医療機関等へ供給される医薬品等	県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、血液センター、医療ガス協会県支部及び県医療機器販売業協会	個々の受払簿、受領書等により品目・数量を管理
緊急調達医薬品等	県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）から厚生労働省又は他の都道府県等への要請に基づき供給される医薬品等	国、他の都道府県等	個々の受払簿、受領書等により品目・数量を管理

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

- 医薬品等供給手順

- 医療機関等

- ① 医療機関等は、医薬品等の必要な品目・数量及び保有する品目・数量を常時把握しておく。
- ② 医療機関等は、医薬品が不足すると見込まれる場合は、地区保健医療救護対策本部（保健所）に医薬品等の供給をFAX等で要請する。（様式10参照）

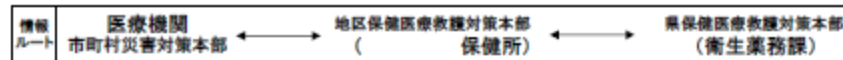


# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

様式 10

## 医薬品等供給要請書（医療機関等用）

整理番号



月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
担当者	担当者	担当者
A 医療機関 市町村災害対策本部	B 地区保健医療救護 対策本部	C 県保健医療救護 対策本部
名称:	名称: 保健所	名称: 衛生業務課
FAX:	FAX:	FAX: 055-223-1492
TEL:	TEL:	TEL: 055-223-1491
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
担当者	担当者	担当者

①要請 ②要請 ③連絡 ④連絡

要請内容		
A が 記 載	医薬品等の品目・数量	様式10別紙_____のとおり
	供給希望期限・月日時	月 日 時 頃までに必要
	受領希望場所*	(住所)
	受領(予定)者	
	受渡場所周辺の被災状況	1 車両通行に支障なし 2 通行不能道路あり ( )
	備考	

\* 倒壊等の理由で搬入場所に留意事項があれば記載すること

応諾内容		
卸 が 記 載	医薬品等の品目・数量	様式10別紙_____のとおり
	供給可能月日時	月 日 時 頃までに下記へ届ける
	送付(予定)場所*	
	送付(予定)者	

\* 届けるのが可能場所を「××病院」あるいは「××保健所」等記載すること

通信欄	
(使用目的)	
・請求から返答までに時間がかかる場合に、保健所にて「手配中」と記載し、ひとまず返信しておく。 (病院からの要望によるため)	
・卸からの送付場所が保健所であった場合に、送付までのやりとりに必要な連絡事項を記載する。 (保健所からの配達予定時刻、配達者等)	

# 山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

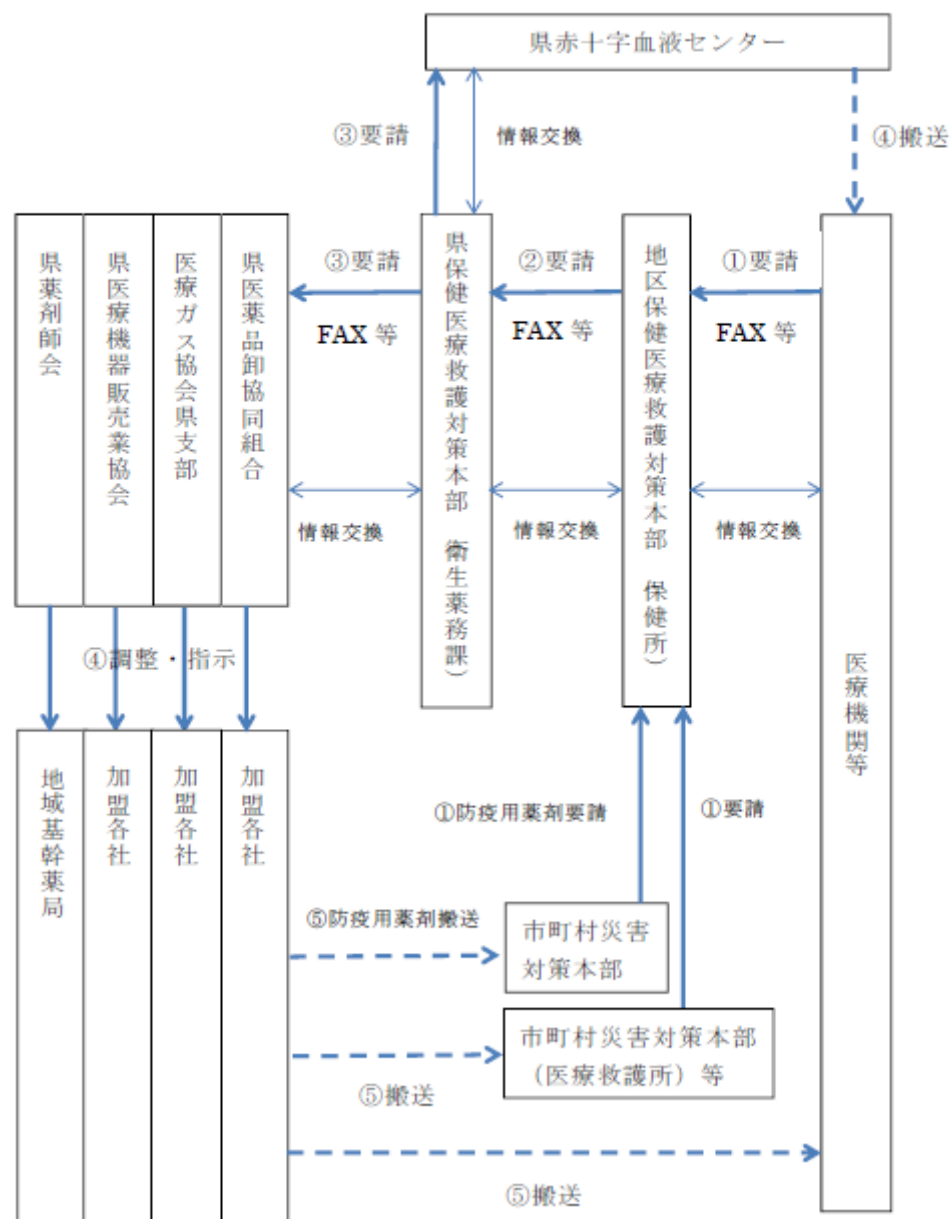
【様式10 別紙③:医薬品・血液製剤・医療機器】

災害拠点病院等医療機関名・医療救護班名

医薬品・血液製剤・医療機器等 要請(供給)リスト

番号	品 目 名	規 格 等		要請数量	供給可能数量
		規 格	包装単位		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

■応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー



## 災害時の発注について

保健医療救護対策本部が設置された場合、  
県への発注に統一することではなく、災害により医療機関が医薬品の不足が見込まれる場合に、医療機関が県への要請し、その要請に基づき、県が赤十字センター等に要請など行うという流れ。